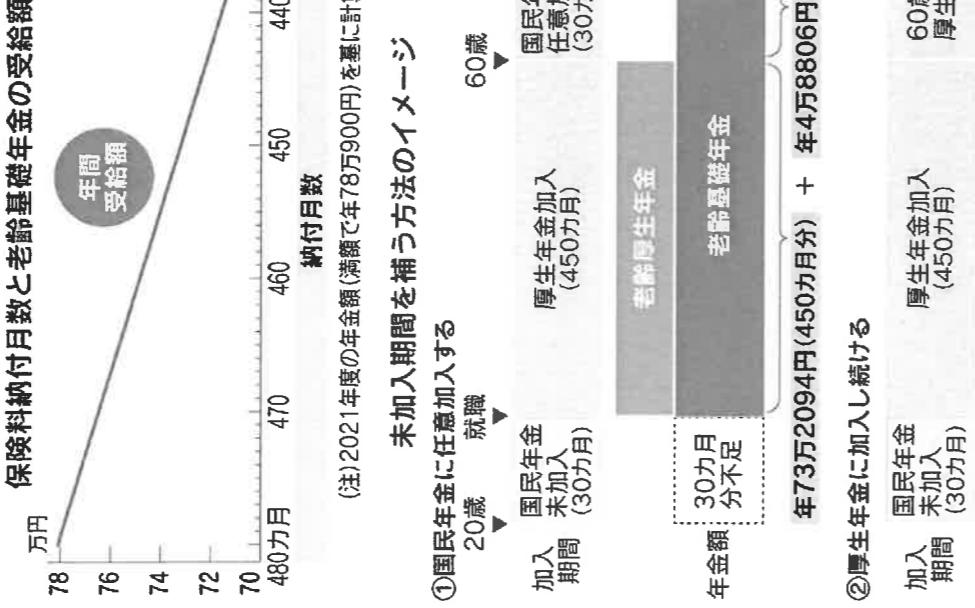


# 基礎年金、満額に足りない



都内の男性会員Aさんは30代半ばになり、将来受け取る年金額が気になり始めた。毎年の誕生日に届く「ねんきん定期便」を見るほど60歳からの見込み額が思つたより少なく、中でも基礎年金（国民年金）の金額は満額に届かない。大学生のころに国民年金の保険料を払っていなかった期間が2年以上あつたからだ。「保険料を後払いでできるなら払って、少しでも年金を増やしたい」という。学生時に国民年金の保険料を払わなかつた人は少なくないだろう。中でも60歳以上のほとんどは20歳の頃、国民年金の加入義務ではなく任意だった（20歳以上の学生が強制加入しなかつたのは1991年4月）。ここもあり、未加入のまま老齢年金の保険料を払えば、老齢基礎年金は年4万8806円増えて満額となる。満額になつた時点で任意加入は終わる。満額にならなくてよいことができない。老齢基礎年金の金額は保険料を納付した日数に比例するので、そのままで将来の年金額は少なくなる。老齢基礎年金は満額の480カ月なら受給額

は年78万900円（2021年）ですが、仮に未加入が30カ月あると「ねんきん定期便」を見る方法はないだろうか。まずは国民年金の「任意加入制度」が挙げられる。「60歳以上の65歳未満で厚生年金などに加入していく人が対象なので、退職者やアルバイトなどで短時間働く人向け」と社会保険労務士の沢木明氏は話す。60歳になって満額に達していない人が未加入で、60歳以降も厚生年金に加入して働く人が増えている。こうしたシステムは任意加入制度を利用することではできないが、働き続けることで厚生年金の「経過的加算」が増える。未加入分をカバーできる。

厚生年金に入って働くことによって60歳で終了していた貯金だ。たた老齢厚生年金と老齢基礎年金の合計額を考えると「給料にもますが、退職せずに働き続けた方が有利になります」ともある（井内氏）。60歳を過ぎてから継める保険料の金額や、厚生年金に加入することで同時に得られる健康保険のメリット、今後希望する働き方などを勘案し、判断する必要がある。

60歳未満では未加入に加え、学生納付特例を使って国民年金保険料の支払いを猶予し、そのまま就職した人もいるだろう。10年の追

納期間が過ぎて後払いできなくな

った人も条件を満たせば、60歳以

降に任意加入制度を利用したり、

勤めて経過的加算をアシストしたり

できる。制度が概くことが前提だ

が、これら加算の仕組みは覚えておくといい。（土井謙司）

## 任意加入で上乗せ 就労も手

の井内謙典氏によれば、未加入が30カ月ある人が60歳以降も厚生年金に加入して働いた場合の経過的加算額は4万9346円。老齢基礎年金との合計は78万1440円

となり、満額っぽいホールにな

る。経過的加算は30カ月で終わり、以後は働き続けても増えるのは老

齢厚生年金だけだ。

経過的加算と任意加入を組み合

わせることがでできる。例えば60歳

から厚生年金に30カ月加入して経

過的加算を得た後に退職して

その後は国民年金に30カ月任意加入し

て60歳で終了していった貯金だ。

たた老齢厚生年金と老齢基礎年

金の合計額で考えると「給料にも

ますが、退職せずに働き続けた方

が有利になります」とある（井内

氏）。

60歳を過ぎてから継める保

険料の金額や、厚生年金に加入す

ると同時に得られる健康保険のメ

リット、今後希望する働き方など

も勘案し、判断する必要がある。

60歳未満では未加入に加え、学

生納付特例を使って国民年金保

険料の支払いを猶予し、そのまま就

職した人もいるだろう。10年の追

納期間が過ぎて後払いできなくな

った人も条件を満たせば、60歳以

降に任意加入制度を利用したり、

勤めて経過的加算をアシストしたり

できる。制度が概くことが前提だ

が、これら加算の仕組みは覚えておくといい。（土井謙司）